

兵庫県・神戸市・姫路市・尼崎市・明石市・西宮市の 令和6年度事業方針

関係行政の本年度産業廃棄物関連の事業概要は次のとおりです。

[兵庫県]

1 資源循環・廃棄物の減量及び適正処理の推進

令和6年1月、ひょうご循環社会ビジョンと兵庫県廃棄物処理計画を統合し、長期的な視点に立った資源循環の方向性と廃棄物の減量や適正処理に関する事項を示した「兵庫県資源循環推進計画」を新たに策定した。

本計画に基づき持続可能な循環型社会の実現に向け、県民、事業者、団体、行政の連携と協働のもと各種取組を推進していく。

2 不適正処理対策の充実強化

不適正処理を防止するため、監視・指導体制を強化するなど各種施策を実施する。

(1) 監視体制の強化

① 監視班の活動、② 不適正処理監視員の配置

(2) 不法投棄を許さない地域づくりの推進

住民との合同監視パトロールの実施や自治会への監視カメラの貸出など、地域住民と連携した「不法投棄を許さない地域づくり」を推進する。

(3) 不法投棄事案の撤去推進

投棄された廃棄物の原状回復については、投棄者に対して粘り強く撤去指導をしているが、投棄者不明などの場合で、生活環境保全上の支障があるものについては、(公財)ひょうご環境創造協会に設置した兵庫県廃棄物等不適正処理適正化推進基金の活用により撤去を進める。

(4) 不適正処理防止体制の整備

産業廃棄物等の不適正な処理を未然に防止するため、産業廃棄物及び特定物(使用済自動車、使用済自動車用タイヤ、使用済特定家庭用機器)の保管の届出制、土砂埋立等の許可制を内容とする「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」及び廃棄物処理法との一体的な指導により、不法投棄の未然防止に努める。

土砂埋立等の許可にあたっては、盛土規制法の円滑な施行に向けて関係者との調整を行うとともに、その周知を行う。

3 PCB 廃棄物対策の推進

兵庫県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に基づき、トランスやコンデンサ、安定器など PCB 廃棄物の適正処理を推進する。処分期間(令和3年3月31日)終了後も処理されていない高濃度 PCB 廃棄物未処分事業者等に対し、処分方法に関し環境省が方針を示すまでの間、確実に保管させる。

また、低濃度 PCB 廃棄物についても処分期間内(令和9年3月31日)の早期適正処理を推進する。

4 排出事業者に対する指導

- (1) マニフェスト交付状況報告の徹底と電子マニフェストの普及、適正処理の確保
マニフェスト交付状況報告の徹底を図る。また、不法投棄未然防止対策の一環として、令和2年4月1日から一部義務化された電子マニフェスト利用拡大、処理委託先を選定する際の優良産業廃棄物処理業者認定制度（平成23年4月～）の活用を促進する。
- (2) 多量排出事業者に対する減量化等の指導強化
廃棄物処理法により多量排出事業者に義務づけられている処理計画策定や実績報告等を活用し、同事業者に対しさらなる減量化等の指導を継続して実施する。また、その他の排出事業者についても産業廃棄物の減量化等を指導していく。

5 産業廃棄物処理業者に対する指導

- (1) 産業廃棄物の処理に重要な役割を担っている処理業者に対し立入検査・指導を強化するとともに、処理施設、処理業の許可にあたっては厳正に審査を行う。
- (2) 産業廃棄物処理施設の設置に際して、「産業廃棄物処理施設の設置に係る紛争の予防と調整に関する条例」（平成元年9月施行）に基づき、事業計画の広告、縦覧、説明会の開催等の手続きを通じ、地域住民との合意形成を図りつつ、施設を整備するよう指導していく。
- (3) 政令市（神戸、姫路、尼崎、明石、西宮）と協調し、廃棄物の適正処理及び再生利用の推進を図るため、(一社)兵庫県産業資源循環協会に研修会の開催等を委託する。
- (4) 電子マニフェストの普及
適正処理確保の観点から、排出事業者への普及と併せて処理業者における電子マニフェストの利用拡大を促進する。
- (5) 優良産業廃棄物処理業者認定制度により、優良処理業者の育成に努める。

[兵庫県環境部環境整備課]